

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第2区分
 【発行日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【公表番号】特表2011-525298(P2011-525298A)
 【公表日】平成23年9月15日(2011.9.15)
 【年通号数】公開・登録公報2011-037
 【出願番号】特願2011-508535(P2011-508535)
 【国際特許分類】

H 0 1 L 51/50 (2006.01)
H 0 5 B 33/02 (2006.01)
G 0 2 F 1/1335 (2006.01)
H 0 5 B 33/10 (2006.01)
G 0 9 F 9/00 (2006.01)
C 0 9 K 19/38 (2006.01)

【F I】

H 0 5 B 33/14 A
 H 0 5 B 33/02
 G 0 2 F 1/1335
 H 0 5 B 33/10
 G 0 9 F 9/00 3 4 2
 C 0 9 K 19/38

【手続補正書】
 【提出日】平成24年2月22日(2012.2.22)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学アセンブリであって、
 ディ스플레이パネルと、
 実質的に透明な基材と、
 前記ディスプレイパネルと前記実質的に透明な基材との間に配置された光重合可能層であって、
 10 μ m超～約12mmの厚さを有する光重合可能層と、
 ケイ素結合水素及び脂肪族不飽和物を含むケイ素含有樹脂と、
 前記光重合可能層100万部当たり、プラチナが約0.5部～約30部の量で存在するプラチナ光触媒と、を含む、光学アセンブリ。

【請求項2】

前記光重合可能層には触媒阻害物質がない、請求項1に記載の光学アセンブリ。

【請求項3】

前記光重合可能層が、化学量論的量が前記プラチナ光触媒よりも少ない触媒阻害物質を含む、請求項1に記載の光学アセンブリ。

【請求項4】

前記ケイ素含有樹脂がオルガノシロキサンを含む、請求項1に記載の光学アセンブリ。

【請求項5】

請求項1の光学アセンブリを含む光学デバイスであって、ディスプレイを含む携帯端末、テレビ、コンピュータモニタ、ラップトップディスプレイ又はデジタル標示板を含む、

光学デバイス。